

解答用紙

平成30年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 1

設問 1	A	(ウ)	B	(テ)	C	(ク)	D	(シ)
	E	(コ)	F	(ヌ)				

設問 2	A	(ク)	B	(ハ)	C	(カ)	D	(ミ)
	E	(ク)	F	(ネ)	G	(ス)	H	(セ)

設問 3	A	(イ)	B	(カ)	C	(ケ)	D	(タ)
	E	(ツ)	F	(ネ)				

設問 4	A	(ヘ)	B	(フ)	C	(コ)	D	(ネ)
	E	(カ)	F	(ツ)	G	(ソ)	H	(ウ)

設問 5	A	(ア)	B	(ク)	C	(サ)	D	(ソ)
	E	(テ)	F	(ヌ)				

設問 6	A	(サ)	B	(チ)	C	(カ)	D	(ナ)
	E	(イ)	F	(タ)				

設問 7	A	(ツ)	B	(ニ)	C	(ハ)	D	(マ)
	E	(ウ)	F	(キ)	G	(サ)	H	(ス)

設問 8	A	(エ)	B	(ク)				
------	---	-----	---	-----	--	--	--	--

解答用紙

平成30年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 2 A

設問 1	① 一〇五%	② いずれにも該当しない
	③ 〇・九	④ 一五〇%
	⑤ 一〇五%	⑥ 解散計画等

設問 2	以下の同意が必要である。
	・ 交付の申出に係る残余財産を分配すべき解散基金加入員等が使用される設立事業所の事業主の全部
	・ 当該設立事業所に使用される厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者（設立事業所ごとに同意が必要）
	・ 厚生年金基金の加入員であった者またはその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、当該加入員であった者またはその遺族

設問 3	特例掛金の計算において、最低積立基準額に対する積立不足の償却額の下限を算定する際の割合について、以下を使用することができる。
	積立比率0.9以上1.0未満の部分：1/21（特例がなければ1/15）
	積立比率0.8以上0.9未満の部分：1/16（特例がなければ1/10）
	積立比率0.8未満の部分：1/11（特例がなければ1/5）

解答用紙

平成30年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 2 B

設問 1	a	企業型年金	b	厚生年金適用
	c	第一号	d	百人
	e	不当に差別的	f	個人型年金加入者

設問 2	企業型年金加入者は、次の①から⑤のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に資格取得事由のいずれかに該当するに至ったとき、又は⑥に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。		
	①死亡したとき。②実施事業所に使用されなくなったとき。③その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。④第一号等厚生年金被保険者でなくなったとき。		
	⑤企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。⑥六十歳（企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢）に達したとき。		

設問 3	・ 導入時に必要な書類の簡素化		
	・ 規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化		
	・ 業務報告書の簡素化		

解答用紙

平成30年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 3

設問 1	① 20	② 8.8
	③ 労使合意	④ 地方公共団体

設問 2	繰上げ受給の場合、65歳以前の繰上げを行う月数に0.5%を乗じた率を減額率
	として年金額が計算される。
	繰下げ受給の場合、65歳以降の繰下げを行う月数に0.7%を乗じた率を増額率
	として年金額が計算される。

解答用紙

平成30年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 4

設問 1	①	給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額
	②	給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額が同額
	③	調整率が $- \cdot 0$

設問 2	①	実施事業所が減少する場合で、他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合又は実施事業所の減少に係る掛金を一括して拠出する場合
	②	移換に伴い減少する数理債務等の額(数理債務から特別掛金収入現価及び次回再計算までの不足を償却する特例掛金収入現価を控除した額)が、積立金の減少額(一括拠出額を除く)を下回らない場合。
	③	移換を行う実施事業所が積立金の減少額(一括拠出額を除く)から数理債務等の額(数理債務から特別掛金収入現価及び次回再計算までの不足を償却する特例掛金収入現価を控除した額)を控除した額を特別掛金として拠出することを規約で定める場合。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (1枚目)

設問 1	A社
	別途積立金を留保した場合の過去勤務債務は、
	$\text{数理債務} + \text{再計算前別途積立金} - \text{純資産額} = 950 - 370 + 120 - 600 = 100$
	(単位は百万円、以下同様)
	新たに発生した過去勤務債務は、
	$\text{上記の額} - \text{再計算前の特別掛金収入現価} = 100 - 210 = \blacktriangle 110$
	これを別途積立金に積み増すと、別途積立金は $120 + 110 = 230$
	よって、未償却過去勤務債務残高は
	$\text{数理債務} + \text{別途積立金} - \text{純資産額} = 950 - 370 + 230 - 600 = 210$
	B社
	別途積立金を留保した場合の過去勤務債務は、
	$\text{数理債務} + \text{再計算前別途積立金} - \text{純資産額} = 1,250 - 420 + 200 - 900 = 130$
	新たに発生した過去勤務債務は、
	$\text{上記の額} - \text{再計算前の特別掛金収入現価} = 130 - 110 = 20$
よって、別途積立金の積み増しは発生しない。	
未償却過去勤務債務残高は上記の計算により130	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (2枚目)

設問2	<p>A社</p>
	<p>通常予測給付現価>純資産額なので、財政悪化リスク相当額は、</p>
	<p>$(\sum \text{各リスク資産} \times \text{各係数}) \times \text{純資産額} / \text{「その他資産」を除く純資産額}$</p>
	<p>$= (240 \times 5\% + 60 \times 50\% + 160 \times 25\% + 130 \times 50\%) \times 600 / 590 = 149$</p>
	<p>上限リスク対応額は、</p>
	<p>$\text{MAX}(\text{財政悪化リスク相当額} - \text{MAX}(\text{純資産額} + \text{特別掛金収入現価} - \text{数理債務}, 0), 0)$</p>
	<p>$= \text{MAX}(149 - \text{MAX}(600 + 210 - (950 - 370), 0), 0) = 0$</p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p>B社</p>
	<p>通常予測給付現価>純資産額なので、財政悪化リスク相当額は、</p>
	<p>$(\sum \text{各リスク資産} \times \text{各係数}) \times \text{純資産額} / \text{「その他資産」を除く純資産額}$</p>
	<p>$= (360 \times 5\% + 180 \times 50\% + 200 \times 25\% + 140 \times 50\%) \times 900 / 880 = 233$</p>
	<p>上限リスク対応額は、</p>
<p>$\text{MAX}(\text{財政悪化リスク相当額} - \text{MAX}(\text{純資産額} + \text{特別掛金収入現価} - \text{数理債務}, 0), 0)$</p>	
<p>$= \text{MAX}(233 - \text{MAX}(900 + 130 - (1,250 - 420), 0), 0) = 33$</p>	
<p> </p>	
<p>(注) 厳密には「特別掛金収入現価は未償却過去勤務債務残高と同値としてよい」という</p>	
<p>前提が問題文に記載されているべきであったが、当該内容の記載がなくても回答に</p>	
<p>致命的な支障はないものと判断し、採点において特別な考慮は行っていない。</p>	
<p> </p>	

解答用紙

平成30年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 6

設問 1	①	固定負債	②	固定資産
	③	純資産	④	その他の包括利益
	⑤	特別損益		

設問 2	① 転がし方式	データ等の基準日を期末前としている場合、調整期間中に発生する勤務費用、利息費用及び給付支払額を用いて、データ等の基準日で算定された調整前退職給付債務等から期末における退職給付債務等を算出する方法。
	② 抜き取り方式	退職給付債務等の計算基準日を期末としておき、調整期間中の死亡者及び退職者の異動データを用いて補正することにより調整を行う方法。
	③ 期末データ予想方式	データ等の基準日から期末までの間の予想昇給、ポイント制におけるポイント累積、キャッシュ・バランス・プランにおける仮想個人勘定の累積などの考慮に加えて、退職率や死亡率も考慮して、期末における計算対象者の予想データを算出し、当該予想データに基づいて期末を計算基準日として退職給付債務等を算定する方法。

設問 3	資産の上限は、制度からの返還、又は、制度へ支払う将来の掛金の減額の形で企業が利用可能な経済的便益の現在価値である。
	会員は、資産の上限を適用するかどうか、及び、適用する場合の方法について、依頼主に確認する。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (1枚目)

公的年金制度の動向や長寿化の進展を踏まえて、公的年金制度を補完する位置づけにある企業年金制度がかかえる課題とその解決策について所見を述べる問題である。解答にあたっては、現在及び今後予想されるであろう公的年金制度の状況を考慮し、どのような補完が求められるか自分なりに企業年金制度の課題を整理し、解決策を提案する所見が記載されていけばよい。

論理構成としては例えば、公的年金制度の状況を踏まえた課題を整理し、解決策を提案するといったことが考えられる。

以下は、公的年金制度の動向を踏まえた課題整理とその解決策の例である。なお、例では解決策の留意点などには触れていないが、考えられる場合にはその点に触れる方がより良い。

・ 公的年金制度の動向

(高年齢者雇用安定法と連動した) 支給開始年齢引き上げ

マクロ経済スライドの進展により、所得代替率の低下 (60%→50%)

<課題整理と解決策>

① 長寿化の進展に伴う終身年金化について

・ 公的年金制度と同様に企業年金制度も終身年金が理想。一方で、例えばDB制度は退職一時金制度を原資として年金制度を設計していることが一般的だが、現行DB制度では、法令の縛りなどもあり、終身年金は退職一時金の原資外で企業がその負担をプラスで負っていることが多く、かつ長寿化に伴う負担の増加のリスクも企業が負うことから、終身年金を導入しているところが少ない。解決策としては例えば以下のようなものが考えられる。

a DB制度の保証期間の上限年数の撤廃し、有期年金でもより長い期間の年金を可能にする

b DB制度は確定年金でつなぎ年金として活用し、終身年金は公的年金制度の繰り下げを利用して年金額を増やすことで終身部分の年金を確保する

c DB制度の終身部分を含めた年金換算率による年金算出を可能にし、更に死亡率の改善に応じて年金額を給付減額なしで再算出することを可能にする

d 年金原資等を基に企業年金連合会等で取り纏めて終身年金化できるような制度を作る

e DB制度でも終身年金の保険商品などで対応できるようにする (年金バイアウト等)

(以降2枚目へ続く)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (2枚目)

② 定年延長に伴う対応について

・ 長寿化の進展に伴い、公的年金制度では高齢者雇用安定法と連動した支給開始年齢の引上げが行われており、例えば以下のような解決策が考えられる。

- a 公的年金制度と同様に支給開始年齢の引上げや支給の繰り下げの選択肢を設ける
- b 加入者となれる範囲の上限年齢を引き上げる
- c 公的年金制度の補完方法としては、各人の公的年金制度の年金額やいつまで働くかなどにより、各人の補完方法のニーズが異なる可能性があるため、各人のニーズを満たすために支給期間や選択一時金の選択肢の拡大を行う

③ 年金としての受給ではなく一時金を選択することが多い点について

・ 退職と同時に住宅ローン等を一括返済するためにまとまった資金が必要になるなど、一時金取得を選択する理由が存在するケースもありうるが、実態としては税制が退職所得控除は例えば38年勤続で2060万円まで非課税になり、さらにそれを超える額についても1/2しか退職所得の対象とならないなど、一般的に一時金取得に有利な税制となっており、例えば以下のような解決策が考えられる。

- a 一時金有利な税制を止め、少なくとも年金と一時金の税制を中立化する
- b 退職所得控除として使用しなかった分については、例えば企業年金としてもらう分についても非課税になる仕組みを作る

④ 自助努力の仕組みについて

・ DB制度において、事業主負担掛金の範囲内で加入者負担掛金を設定し、従前の給付に上乘せを行うことも可能であるが、給付設計の制約を生じることも多く、あまり導入されていない。

なお、加入者の負担した掛金は生命保険料控除の対象となる。

DC制度において、マッチング拠出により加入者負担掛金は可能であるが、拠出上限額が事業主負担と合わせて年額66万円以内（企業年金制度を併用している場合は33万円以内）かつ会社負担掛金の範囲内である。なお、加入者負担掛金は小規模企業共済等掛金控除となり、全額所得控除の対象となる。

(以降3枚目へ続く)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (3枚目)

<p>上記を踏まえて、例えば以下のような解決策が考えられる。</p>
<p>a DB制度の加入者負担掛金をDC制度と同様に小規模企業共済等掛金控除とする</p>
<p>b DB制度の加入者負担掛金用の給付設計を別で作ることを可能とする（当該給付設計はCB制度等の財政運営上の過不足が発生しない制度を想定する）</p>
<p>c DC制度の加入者負担掛金について事業主負担掛金以内という上限を撤廃する</p>
<p>d DCの拠出上限額について年度単位の上限だけでなく、過去に遡って拠出限度額の使い残し分について拠出できるように拠出限度額を見直す</p>
<p>⑤ DB制度の持続性の向上について</p>
<p>DB制度についてはDC制度と異なり、特に加入者については過去分についても給付減額によるリスクを含んでいる。そのようにならないためにも、制度の持続性を向上させることが重要であり、例えば以下のような解決策が考えられる。</p>
<p>a リスク分担型企业年金を導入する</p>
<p>b リスク対応掛金の設定する</p>
<p>c 実績連動型CBを導入する</p>
<p>⑥ 中小企業等への企業年金の普及率の拡大について</p>
<p>中小企業は、適格年金の廃止、厚生年金基金の解散等によって、やむを得ず企業年金を廃止した事例も多く、企業年金の普及率が低下している。しかしながら、中小企業は大企業と比較して金銭的に劣後していることが多く、普及率の拡大が重要であり、例えば以下のような解決策が考えられる。</p>
<p>a 中小企業退職金共済制度の利用及び中小企業退職金共済制度の適用要件の緩和</p>
<p>b 簡易型企业年金の利用及び簡易型企业年金の適用要件の緩和</p>
<p>c 受託保証型確定給付企業年金の活用</p>